

高年齢雇用継続給付制度について

1 高年齢雇用継続基本給付金の概要

(1) 支給対象者

60歳以上65歳未満の被保険者であって、各暦月（＝支給対象月）の賃金額が60歳到達時の賃金月額75%未満に低下した状態で、雇用されている場合に支給されます。

ただし、被保険者であった期間が5年以上あることが必要です。

ア 被保険者であった期間の要件

60歳以上65歳未満の被保険者であって、被保険者であった期間が通算して5年以上ある方が基本給付金の受給資格者となります。

具体的には、以下の場合に基本給付金の受給資格者となります。

- ① 60歳に達した一般被保険者{3頁、4(1)参照}（以下「60歳到達者」といいます。）であって、60歳になった日（60歳の誕生日の前日）（以下「60歳到達時」といいます。）において被保険者であった期間が通算して5年以上ある場合。
- ② 60歳到達時に被保険者であった期間が通算して5年未満の60歳到達者については60歳到達後に被保険者であった期間が5年以上となった場合。
（ただし、5年以上となった時点が満65歳以上である場合は除く。）
- ③ 60歳到達時に被保険者でなかった者であっても、次のすべての要件を満たす場合。
 - (ア) 60歳到達時後に被保険者資格を取得した場合であって、当該被保険者資格を取得した日の直前の被保険者資格を喪失した日が、当該被保険者資格を取得した日前1年の期間内にあること。
 - (イ) (ア)における被保険者資格を喪失していた期間内に基本手当又は特例一時金の支給を受けていないこと。
 - (ウ) 当該直前の被保険者資格の喪失日の前日において被保険者であった期間が通算して5年以上あること。

イ 一定以上の賃金低下の要件

高年齢雇用継続給付は、60歳以上65歳未満の方の賃金が60歳到達時の賃金月額75%未満に低下した場合に支給されます。

なお、事業主が60歳定年等の労働者について、その手取額が変わらないような方法で故意に賃金を低下させることは、高年齢者の働く意欲と能力に応え65歳までの雇用の継続を援助、促進するために支給する高年齢雇用継続給付の趣旨に反し、適当ではありません。

〈雇用保険法一部改正〉

平成15年5月1日の雇用保険法の一部改正により、高年齢雇用継続給付の賃金低下要件、給付率が改正になりました。

		改正前	改正後
支給要件		85%	75%
支給率		25%	15%
支給限度額	上限	385,635円	350,880円
	下限	3,368円 (短時間以外) 1,712円 (短時間)	1,712円

※ 新しい支給要件は、施行日以後に60歳に到達した被保険者について適用されます。

※ 施行日前に60歳に到達している被保険者に対しては、改正前の支給要件、給付率、支給限度額、下限額が適用になります。

※ 改正前の60歳到達時の賃金月額（賃金月額＝賃金日額×30日）

賃金日額が19,280円を超える場合は19,280円となり、短時間被保険者で2,140円を下回る場合は2,140円、短時間被保険者以外の一般被保険者で4,210円を下回る場合は4,210円となります。（平成14年8月1日現在）

(2) 支給額

支給額は、各支給対象月ごとに、原則として下表のとおり決定されます。

欠勤等により賃金の減額があった場合は、「みなし賃金額」（支給申請書の⑦、⑪、⑮欄）により支給額を算定することになります。（50頁参照）

ただし、賃金額と給付額の合計が支給限度額を超える場合は、支給限度額からその賃金額を差し引いた額が支給されます。

また、支給額として算定された額が、最低限度額を超えない場合は支給されません。

旧法適用	新法適用
60歳到達時の賃金月額の64%未満のとき 支給額＝支給対象月の賃金額×0.25	60歳到達時の賃金月額の61%未満のとき 支給額＝支給対象月の賃金額×0.15
60歳到達時の賃金月額の64%以上85%未満のとき 賃金額の割合が逡増する程度に応じ、一定の割合で逡減するように、厚生労働省令で定められた率を乗じた額が支給される	60歳到達時の賃金月額の61%以上75%未満のとき 賃金額の割合が逡増する程度に応じ、一定の割合で逡減するように、厚生労働省令で定められた率を乗じた額が支給される

※ 60歳到達時の賃金月額

「60歳到達時の賃金月額」は、原則として60歳到達時から遡って6ヵ月の間に支払われた賃金の総額を180で除した賃金日額の30日分となります。

なお、賃金日額が15,580円を超える場合は15,580円となり、2,140円を下回る場合は2,140円となります。（平成15年5月1日現在）

※ 60歳到達時等賃金額と比較する支給対象月に支払われた賃金額は「みなし賃金額」で行いますが、支給額を算定する場合は、実際に支払われた賃金額に基づき支給されることとなります。

(3) 支給期間

基本給付金の支給を受けることができる期間は、原則として被保険者が60歳に達した月から65歳に達する月までです。

また、60歳到達時で被保険者であった期間が5年に満たない場合は、60歳以上65歳未満の間で5年を満した日の属する月から65歳に達する日の属する月までです。